

■支給時期

原則として、口座振込による支給となります。
4月中の申請受付分については、5月下旬に支給(振り込み)する予定で、それ以降は申請を受け付けたものから順次支給します。

■申請期限

10月9日(金)までに申請してください。(郵送の場合は、当日の消印有効)
期限内に申請がなかった場合は、受給を辞退したものとみなします。

子育て応援特別手当

【担当課：子育て支援課 ☎ 76-5412】

■支給対象となる子

平成20年度において小学校就学前3年間に該当する子(生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの、平成20年3月末において3～5歳の子)であって、第2子以降の子

【第2子以降の子の判定】

18歳以下の子(生年月日が平成2年4月2日以降の子)の中から年齢順に第1子、第2子と数えていきます。

■支給額

支給対象となる子1人につき **36,000円**

■申請者および受給者

基準日(平成21年2月1日)において『支給対象となる子』がいる世帯の世帯主で、次のいずれかに該当する方

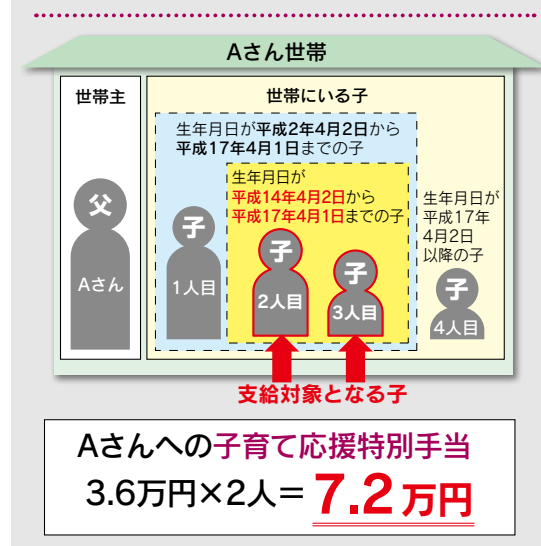
- ①住民基本台帳に記録されている方
- ②外国人登録原票に登録されている方
(不法滞在者および短期滞在者は対象外)

■申請方法

4月上旬、子育て支援課から支給対象となる世帯(世帯主)に「子育て応援特別手当申請書(請求書)」を郵送します。

このほかの申請方法、申請の際に必要なもの、支給時期、申請期限については、**定額給付金**と同様です。

支給対象となる子の判定と支給額の例



振り込め詐欺にご注意ください!!

定額給付金や子育て応援特別手当の支給を装った『振り込め詐欺』の発生が予想されます。支給に当たって、町や総務省などがATM(現金自動預払機)の操作をお願いしたり、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありませんので、十分ご注意ください。

定額給付金

【担当課：企画財政課 ☎ 76-5409】

■支給対象者

基準日(平成21年2月1日)において、次のいずれかに該当する方

- ①住民基本台帳に記録されている方
- ②外国人登録原票に登録されている方
(不法滞在者および短期滞在者は対象外)

■支給額

支給対象者1人につき **12,000円**

(基準日において65歳以上および18歳以下の方は**20,000円**)

■申請者および受給者

支給対象者の属する世帯の世帯主(外国人の場合は各支給対象者)
なお、基準日以降に世帯主や支給対象者が亡くなった場合は、代理による申請ができます。

【代理による申請ができる方】

- ①亡くなった世帯主と同じ世帯の世帯構成員(新世帯主・世帯員)
- ②基準日において亡くなった世帯主と同一の場所を居住地とし、生計を共にしていた外国人
- ③亡くなった世帯主の法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および補助人)
- ④亡くなった世帯主の親類や普段から身の回りの世話をしていた方、民生委員、区長などで、町長が特に認める方

■申請方法

4月上旬、企画財政課から支給対象となる世帯(世帯主)に「定額給付金申請書(請求書)」を郵送します。

申請書に必要な事項を記入し、必ず次のものを持参の上、『申請専用窓口』へお越しいただくか、コピーを添付の上、同封される返信用封筒により返送してください。

【申請の際に必要なもの】

- ①本人確認ができるもの
→申請者の「運転免許証」「旅券(パスポート)」「保険証」など
- ②振込先口座が確認できるもの
→受給者の「通帳」「キャッシュカード」など
(金融機関名、口座番号、名義人、振り仮名が分かるもの)
※世帯主が口座をお持ちでない場合は、同一世帯員(家族)の口座のもの。なお、世帯全員が口座をお持ちでない場合は『申請専用窓口』までお越しください。

定額給付金と子育て応援特別手当の支給手続きを開始します!!

町では、それぞれの要綱に基づき、**定額給付金と子育て応援特別手当**を支給します。
4月上旬、各担当課から支給対象となる世帯(世帯主)へ関係書類を郵送しますので、同封される「申請書の書き方(記載例)」を参考の上、**定額給付金・子育て応援特別手当**共通の『申請専用窓口』にて手続きをお願いします。

定額給付金 子育て応援特別手当 共通

【期間】

4月9日(木)～5月22日(金)
午前9時～午後5時

(土・日・祝日を除く。ただし、
4月18日(土)・19日(日)
25日(土)・26日(日)は開設)

【場所】役場2階 第4会議室

申請専用窓口